

令和3年度 第10回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年10月28日（木）午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第9回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第25号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について
- 日程第5 報告第4号 臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会職員の
人事異動について）
- 日程第6 報告第5号 臨時代理処分の承認について（宮古島市教育ビジョン
検討委員会規則の一部改正について）
- 日程第7 そ の 他

議案第 25 号

宮古島市立図書館運営規則の一部を改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

図書館サービスの向上を図るため、状況に応じた開館・閉館日の変更や、利用者への情報提供及びサービスコーナーの営業が可能となるよう提案します。

別紙

宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館運営規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合は臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第6条第2項中「必要」を「、必要」に改め、「場合は」の次に「臨時に閉館日に開館し」を加え、「臨時」を「又は閉館日以外の日」に改める。

第22条の見出し中「禁止」を「許可」に改め、同条中「しては」を「する場合は、館長の許可を受けなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可することができない。
 - (1) 特定の団体の営利宣伝
 - (2) 特定の宗教活動
 - (3) 特定の政治活動の営利宣伝
 - (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあると認められるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

報告第4号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

報告第5号

臨時代理処分の承認について（宮古島市教育ビジョン検討委員会規則の一部改正について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

令和3年10月28日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

宮古島市教育ビジョン検討委員会規則の一部を改正する規則

宮古島市教育ビジョン検討委員会規則（令和元年宮古島市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、社会教育部会、文化振興部会及びスポーツ振興部会」を「及び社会教育部会」に改める。

第8条第1項第2号中「、文化振興部会及びスポーツ振興部会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮古島市教育ビジョン検討委員会規則（令和元年宮古島市教育委員会規則第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>宮古島市教育ビジョン検討委員会規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月26日 教育委員会規則第14号</p> <p>（部会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 部会は、<u>学校教育部会、社会教育部会、文化振興部会及びスポーツ振興部会</u>とする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（部会の事務局）</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、教育委員会事務局内に次の各号に掲げる部会の事務局をそれぞれ当該各号に定める課に置く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>社会教育部会、文化振興部会及びスポーツ振興部会</u>の事務局 生涯学習振興課</p> <p>2（略）</p>	<p>宮古島市教育ビジョン検討委員会規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月26日 教育委員会規則第14号</p> <p>（部会）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 部会は、<u>学校教育部会及び社会教育部会</u>とする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（部会の事務局）</p> <p>第8条 部会の庶務を処理するため、教育委員会事務局内に次の各号に掲げる部会の事務局をそれぞれ当該各号に定める課に置く。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>社会教育部会</u>の事務局 生涯学習振興課</p> <p>2（略）</p>